

令和4年度千葉市包括外部監査の指摘事項及び意見の一覧

大項目（章立等）/中項目（所管課）/小項目（債権名称）/細項目（検出事項）	指摘	意見
Ⅱ 各論としての外部監査結果	55 件	73 件
1. 納税管理課	3	5
[1 市税]	2	4
ア. 確定延滞金の管理等	1	1
イ. 分割納付不履行による猶予の取消し		2
ウ. 換価猶予の期間	1	
エ. 外国籍の少額滞納者に対する執行停止		1
[80 訴訟等費用]	1	1
ア. 訴訟費用額確定処分の申立て	1	1
2. 区政推進課	2	1
[56 特定定額給付金過年度分歳出戻入額]	2	1
ア. 歳出戻入案件の繰越調定	1	
イ. 遅延損害金の算定誤り		1
ウ. 令和3年度以降の回収努力	1	
3. 保護課	5	6
[3 生活保護返還金・徴収金（過年度戻入含む）・[10 生活保護法第78条徴収金に係る加算金]	2	4
ア. 分割納付の申請を受け付ける際の資力の調査		1
イ. 延滞金の未計算・未請求及び減免等	1	
ウ. 催告手続等の記録の不十分性	1	
エ. 国税徴収法の例による徴収		1
オ. 徴収停止の要件としての「少額」の判断基準		1
カ. 未収金回収業務外部委託		1
[22 賠償金等]	2	1
ア. 生活保護費不正受給者に係る損害賠償請求執行費及びこれに係る遅延損害金の事案	2	1
（ア）遅延損害金の調定の遅れ	1	
（イ）督促の遅れ	1	
（ウ）催告手続		1
[25 不当利得返還金]	1	1
ア. 介護サービス事業者による保険給付費返納金の係る検出事項	-	-
イ. 診療報酬の返還請求に係る適時適切な回収業務の実施	1	1
4. 医療政策課	5	2

[39 看護師修学資金返還金]	3	1
ア. 時効管理と時効期間の徒過	1	1
イ. 確定延滞金の調定漏れ	1	
ウ. 遅延損害金の請求	1	
[45 休日救急診療所使用料]	2	1
ア. 債権放棄の遅れ	1	
イ. 催告手続	1	1
5. 健康保険課	2	2
[2 国民健康保険料]		1
ア. 確定延滞金の管理（参照）	-	-
イ. 分納不履行による猶予の取消し（参照）	-	-
ウ. 換価猶予の期間（参照）	-	-
エ. 外国籍の少額滞納者に対する執行停止（参照）	-	-
オ. 第三者行為求償債権の管理		1
[11 後期高齢者医療保険料]	-	-
ア. 確定延滞金の管理（参照）	-	-
イ. 分納不履行による猶予の取消し（参照）	-	-
ウ. 換価猶予の期間（参照）	-	-
エ. 外国籍の少額滞納者に対する執行停止（参照）	-	-
[14 国民健康保険被保険者返納金]		1
ア. 請求金額の網羅性の確保策		1
[44 出産費貸付金元利収入]	2	
ア. 適正な時効管理	2	
6. 生活衛生課	1	5
[27 墓地管理料]	1	5
ア. 墓地管理料の繰越調定の正確性		1
イ. 転居先不明に係る管理料の調定行為	1	
ウ. 使用者の死亡に伴う管理料の調定の範囲		1
エ. 墓地使用料等の返還申請書への記載事項の記載漏れ		1
オ. 徴収停止の適用		1
カ. 収受印内の番号記入漏れ		1
7. 精神保健福祉課		3
[54 医療費戻入]		3
ア. 診療報酬の返還請求に係る関連資料の管理状況		1
イ. 庁内他課との連携		1
ウ. 不正請求に係る未収債権の回収に関する内部統制の整備		1
8. 高齢福祉課	2	1
[50 住宅改修費戻入]	2	

ア. 時効期間の徒過及び債権放棄の遅れ等	2	
[55 老人福祉施設入所者負担金]		1
ア. 督促の遅れと延滞金の計算・伝達		1
9. 介護保険管理課	1	1
[7 介護保険料]	1	1
ア. 確定延滞金の管理（参照）	-	-
イ. 分納不履行による猶予の取消し（参照）	-	-
ウ. 換価猶予の期間（参照）	-	-
エ. 外国籍の少額滞納者に対する執行停止（参照）	-	-
オ. 相続人調査の実施	1	1
10. 介護保険事業課	3	
[18 介護保険サービス事業者による保険給付費返納金]	2	
ア. 滞納者との間の履行延期の処分	1	
イ. 債権の申出	1	
[31 過年度分保険給付費返戻金]	1	
ア. 消滅時効期間の経過	1	
11. 障害者自立支援課	4	3
[29 心身障害者扶養共済加入者負担金]	2	1
ア. 長期滞留債権	2	1
[35 福祉手当戻入]	1	1
ア. 履行延期の特約及び分割納付の決定の際の経済状況調査		1
イ. 滞納債権に対する延滞金の未徴収	1	
[51 医療費助成過払い戻入]	1	1
ア. 相続放棄に係る未収債権の不納欠損処理		1
イ. 滞納債権に対する延滞金の未調定	1	
12. 障害福祉サービス課		3
[8 障害児通所給付費返納金] 及び [20 障害児通所給付費加算金]		3
ア. 経営者個人の返済意思		3
13. こども企画課		2
[48 児童手当戻入]		2
ア. 強制執行等		1
イ. 延滞金の暫定計算及び債務者への情報提供		1
14. 健全育成課	2	1
[26 子どもルーム利用料]	2	1
ア. 分割納付の受付に係る手続	1	
イ. 遅延損害金の未計算・未請求	1	
ウ. 回収困難な債権の管理		1
15. こども家庭支援課	5	10

[5 母子父子寡婦福祉資金貸付金]	4	7
ア. 督促状の納付期限	1	
イ. 期限の利益の喪失		1
ウ. 連帯保証人への請求	1	
エ. 遅延損害金の暫定計算及び債務者への情報提供		1
オ. 破産債権届出書	1	
カ. 所在不明者の適切な管理		1
キ. 時効管理		1
ク. 債権放棄		1
ケ. 商事債権に該当する場合の時効管理	1	
コ. 徴収嘱託員による徴収効果		1
サ. アクセス管理		1
[23 児童扶養手当過誤払金]	1	3
ア. 保健福祉総合システムと債権管理台帳	1	
イ. 徴収停止		1
ウ. 遅延損害金の暫定計算及び債務者への情報提供		1
エ. 納税管理課への債権引継のための必要書類の整備・保管		1
16. 幼保運営課	1	
[13 保育所保育費負担金] 及び [15 公立保育所使用料]		
ア. 徴収嘱託員による催告等の効果測定		
[15 公立保育所使用料 (延長保育料)]	1	
ア. 不納欠損処分	1	
17. 東部児童相談所	2	3
[34 児童養護施設措置費負担金]、[46 障害児福祉施設措置費負担金] 及び [49 里親措置費負担金]	2	3
ア. 債権管理台帳の記録情報の整備		1
イ. 催告の実施状況	1	
ウ. 滞納処分等の実施	1	
エ. 時効の更新管理		1
オ. 担当所管部署の業務負荷		1
18. 産業廃棄物指導課	2	1
[4 弁済金収入 (行政代執行)] 及び [47 生活環境モニタリング調査費用]	2	1
ア. 誓約書・分割納付計画に基づく返納月額の合理性		1
イ. 誓約書・分割納付計画に基づく返納の根拠及び返済能力の評価	1	
ウ. 弁済金収入 (行政代執行) の一部返還に伴う確定延滞金の調定漏れ・未請求	1	
19. 公営事業事務所		2
[37 財産貸付収入 (競輪場売店貸付料)]		2

ア. 未収債権の回収		2
20. 地方卸売市場	4	4
[19 地方卸売市場使用料]	2	2
ア. 滞納債権に対する延滞金の未徴収	1	
イ. 徴収停止措置		1
ウ. 督促状の記載事項		1
エ. 滞納者との間の履行延期の処分	1	
[24 地方卸売市場電気使用料等立替金]	2	2
ア. 滞納債権に対する遅延損害金の未徴収	1	
イ. 徴収停止措置		1
ウ. 督促状の記載事項		1
エ. 滞納者との間の履行延期の特約	1	
21. 住宅整備課	4	3
[9 市営住宅使用料]	2	2
ア. 滞納者との間の履行延期の特約	1	
イ. 分割納付の期間	1	
ウ. 期限の利益の喪失条項		1
エ. 1万円未満の債権		1
[30 借上げ公営住宅共益費負担収入]		1
ア. 消滅時効期間が経過した債権		1
[43 住宅使用料等延滞金（賠償金等）]	2	
ア. 延滞金の対象債権に対する管理漏れ	1	
イ. 訴訟費用及び強制執行費用の管理漏れ	1	
22. 街路建設課		3
[42 契約解除に伴う工事用地等の工事材料の撤去・復旧費用]		3
ア. 請負代金の支払債務と当該代執行費用求償債権との相殺の可能性		3
23. 下水道経理課	2	5
[6 下水道使用料]		1
ア. 下水道経理課管理対象の滞納処分		1
[32 農業集落排水処理施設使用料]	1	2
ア. 滞納者との間の履行延期の処分	1	
イ. 1万円未満の債権		1
ウ. 滞納債権に対する延滞金の未徴収		1
[59 下水道事業受益者負担金]		1
ア. 滞納債権に対する延滞金の未徴収		1
[28 水道使用料]（水道総務課併任）	1	1
ア. 1万円未満の債権		1
イ. 滞納債権に対する遅延損害金の未徴収	1	

24. 下水道営業課	1	2
[41 水洗便所等改造等資金貸付金]	1	2
ア. 長期滞留債権の管理	1	2
25. 病院局	2	4
[12 市立病院診療費]	2	4
ア. 分割納付の申請を受け付ける際の資力の調査		1
イ. 分割納付の誓約書等への「期限の利益の喪失」条項の未記載		1
ウ. 分割納付の誓約書の宛先	1	
エ. 遅延損害金の未計算・未請求	1	
オ. 滞納整理簿の記載の十分性		1
カ. 1万円未満の債権		1
26. 保健体育課	2	1
[17 給食費収入]	2	
ア. 督促の方法	1	
イ. 履行延期の特約	1	
[63 日本スポーツ振興センター災害共済納付金収入]		1
ア. 児童手当からの支払い		1

※【指摘】：法令等の違反がある場合や法令等の運用が不十分・不適切な場合（合規性違反）に監査結果報告書に記載しなければならないもの。

【意見】：合規性違反ではないが、保育事業に係る事務の執行に当たり改善の余地が大きい場合で監査結果報告書に記載ができるもの。